

【最重要】

日本学生支援機構給付奨学生・支援区分の見直し 「適格認定（家計）の結果について」

日本学生支援機構の給付奨学生は、毎年 1 回、学生本人及び生計維持者（父母 等）のマイナンバーから取得される経済状況（マイナンバーにより取得した所得情報及び申告された資産額）に基づき、支援区分（区分Ⅰ・区分Ⅱ・区分Ⅲ・支援対象外のいずれか）が見直されます。
結果については、奨学生本人で確認することができますので、給付奨学生（新制度）は、各自スカラネット・パーソナルで確認してください。（誓約書・しおりと一緒に配布済）

★確認方法 スカラネット・パーソナル <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>
「奨学生番号ごとの詳細情報」画面の「支援区分適用履歴」
※「支援区分適用履歴」のうち適用開始年月（2020/10）の支援区分が、
今年10月から来年9月まで適用される【見直し後の区分】になります。

※今回支援区分から外れ休・停止となる奨学生に対しては、日本学生支援機構より書面での通知が届く予定となっています。奨学金担当より個別に連絡します。【10月下旬予定】

1. 支援区分が変更になった場合

- ・支援区分が変更になった場合、令和 2 年 10 月以降の 1 年間の支給月額等が変更されます。
また、支援区分の変更により、授業料減免額（今年度後期分）も変更になります。
- ・給付奨学金と併せて第一種奨学金を受けている場合、支給月額の変更に伴い、第一種奨学金の貸与月額が変更される場合があります。

2. 第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、いずれの支援区分にも該当しない場合

- ・支援区分の見直しの結果、いずれの支援区分にも該当していない場合は【支援対象外＝休・停止中】となり、10 月以降給付奨学金の支給は止まり、今年度後期分の授業料の減免も受けられません。
ただし、次年度の支援区分見直し時において、再度いずれかの支援区分に該当する可能性もあります。
その場合は、来年度の 10 月より給付奨学金等の支給は再開されます。
- ・給付奨学金と併せて第一種奨学金を受けている場合、給付奨学金が支援対象外になっている期間は第一種奨学金貸与月額の制限（併給調整）は解除され、本来の貸与額が貸与されます。

※ 授業料等減免について

現在、給付奨学生（新制度へ申請時に A 様式 1 を提出した学生）を対象に、授業料等の追加納付に関する通知文書等を作成中です。10 月下旬頃に各給付奨学生または保護者に対して連絡予定です。

詳細については「給付奨学生のしおり」（P5・P32 等）を参照にしてください。